

小田北中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

学校に在籍する児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策基本方針」平成25年法律第71号】

2 いじめに対する基本方針

（1）基本理念

いじめは全ての生徒に関係するものである。また、いじめは人権侵害であり、生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。このことを十分に理解した上で、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが解消されるように努めなければならない。

（2）生徒の責務

全ての生徒は、いじめが人として決して許される行為ではないことを理解し、いじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置してはならない。

（3）学校および職員の責務

全ての生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校全体で組織的かつ計画的にいじめ防止と早期発見に取り組まなければならない。いじめを認知した場合は、被害者の立場を最大限尊重しつつ迅速かつ適切にこれに対処し、いじめ解消に努めなければならない。また、職員は日頃よりいじめ防止についての資質向上に努めなければならない。

3 主な取り組み

未然防止

- ・いじめが起こらない学級・学校づくり
- ・いじめを生まない土壌づくり

早期発見

- ・生徒との信頼関係の構築
- ・情報の共有と収集

早期対応

- ・迅速で適切な対応
- ・再発防止に向けて

(1) 未然防止

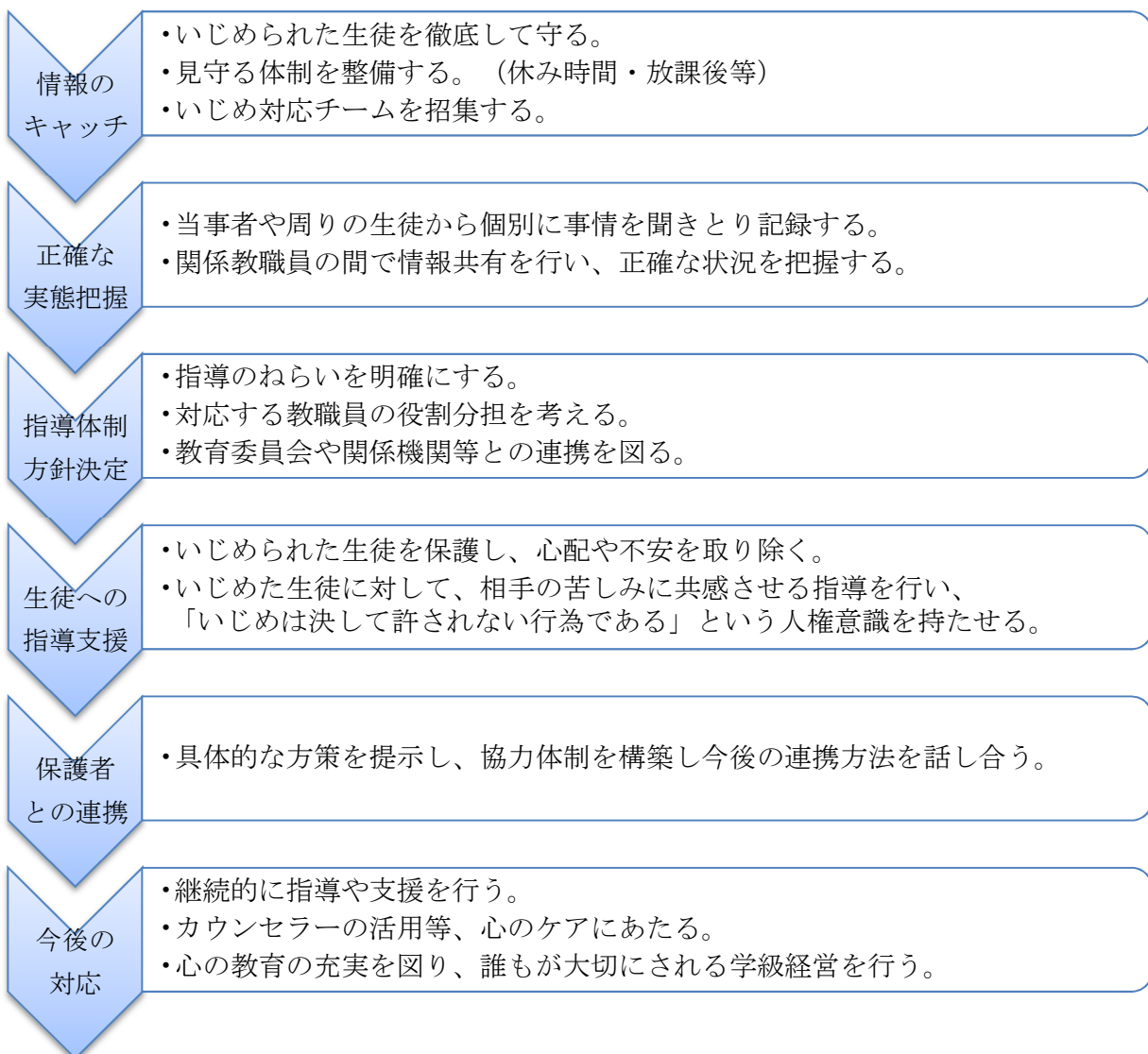
- ①日頃から生徒の個々の状況や、学級・学年・学校の状態の把握に努める。
- ②道徳教育・人権教育・体験教育・学校行事などの特別活動を通し、一体感や連帯感を高め、お互いを認め合える豊かで好ましい人間関係を構築する。
- ③教科授業の特性を生かし、達成感や自尊感情を育む工夫したわかりやすい授業を行う。
- ④授業参観や学級通信・学校通信等により広報活動を行う。

(2) 早期発見

- ①全ての教員が生徒とともに過ごす時間を設け、生徒の様子を観察を行い、情報共有を行う。
- ②学校生活アンケート・教育相談期間を年に2回実施する。
- ③スクールカウンセラー等、生徒や保護者が相談しやすい体制を整備する。
- ④地域や小学校・関係機関と連携して情報交換を密に行う。

(3) 早期対応

・以下のフローチャートにしたがって対応をする。



把握すべき情報例

- ・誰が誰をいじめているか？ 【加害者・被害者の確認】
- ・いつ、どこでおこったか？ 【時間と場所の確認】
- ・どのような内容（被害）のいじめか？ 【内容】
- ・いじめのきっかけは何か？ 【背景と原因】
- ・いつ頃からどのくらい続いているか？ 【期間】

（４）いじめ対応チームの設置

〈名称〉	いじめ対策委員会
〈構成員〉	生徒指導（不登校）委員会・主幹教諭・学年主任・ＳＣ・人権担当・部活動担当・ また必要に応じて家庭児童相談員等を含む。
〈活動〉	いじめ事案に対する対応。
〈開催〉	月１回開催。いじめ事案発生時には緊急対応会議を開催。

①取り組み

- 1 学期
 - ・いじめ等問題行動に対する学校方針の検討
 - ・教育相談の内容検討及び情報交換
 - ・アンケート、教職員研修、全校一斉学習、サイバー犯罪教室実施等
- 2 学期
 - ・教育相談の内容検討及び情報交換
 - ・アンケート実施等
- 3 学期
 - ・1年の反省と次年度の取り組み検討及び引き継ぎ

（５）重大事案への対応

生徒の生命・心身または財産に重大な被害を認知した場合、事案への対応ののち、学校もしくは教育委員会主体の組織を設け、事実関係やその他必要な情報の調査を行う。学校は調査及び情報提供について必要な指導及び支援を、教育委員会から得る。関係機関と連携をしながら、対応にあたる。